

議案参考資料

[平成 30 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

学校教育課 学 事 係

議案名

議案第 75 号 桐生市立商業高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

被災した生徒が、桐生市立商業高等学校を受検し、又は同校に入学する場合に、受検料及び入学金を免除できるよう、規定を整備しようとするものです。

概 要

桐生市立商業高等学校の受検料及び入学金(※)について、非常災害その他特別な事由があると認められる場合は免除できる旨の規定を設けます。

※ 受検料 全日制:2,200 円、定時制: 950 円
入学金 全日制:5,650 円、定時制:2,100 円

(施行期日:平成 31 年 1 月 1 日)

背景・経過

群馬県では東日本大震災を受け、平成 23 年 3 月 28 日付け知事専決処分により、群馬県立学校の入学料等に関する条例(昭和 23 年条例第 18 号)の一部を改正し、被災した生徒に対して、群馬県立学校の受検料及び入学料の免除に係る規定を設け、適用しております。

桐生市においては、東日本大震災の被災者で現在市内に在学している児童生徒が今年度以降、順次、中学卒業を迎え、今後、高等学校へ進学することが考えられます。

また、昨今、西日本豪雨や北海道地震等、日本各地で大きな災害が起きており、被災した生徒の桐生市への避難が想定されるほか、桐生市内でも今後、大きな災害により、進学を控えた生徒が被害を受ける可能性もあります。

被災した生徒への支援の一環として、現行の授業料の免除・徴収猶予の規定に加え、県立学校の対応に準じて、受検料及び入学金の免除規定を設けるものです。